

横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱

制定 令和7年1月27日 都交第1335号（副市長決裁）

改正 令和8年3月1日 都地交第313号（副市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民、運行事業者、企業及び市が相互に連携協力することにより地域にふさわしい交通サービスを導入し、持続的な運行を支援するため、横浜市地域公共交通導入支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付等について、必要となる事項を定めるものである。

（通則）

第2条 本補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるほか、補助金規則、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。）の例によるものとする。

- (1) 地域交通活動 次に掲げる地域主体の交通サービスの実現に向けた活動をいう。
 - ア 交通サービスの実現に向けた取組を行うための組織の設立等に関する検討
 - イ 運行計画等の検討
 - ウ 運行時の利用啓発等
 - エ その他地域に係る交通サービスの実現に必要な活動
- (2) 地域交通活動団体 地域交通活動を行う地域において当該活動を行う者で構成される団体をいう。
- (3) 路線定期運行 路線を定めて定期に運行する自動車による乗合運送の運行形態をいう。
- (4) 路線定期運行（路線新設） 路線定期運行のうち、新たな路線を設置するものをいう。
- (5) 路線定期運行（路線再編） 路線定期運行のうち、既存の路線の運行ルート等を変更するものをいう。
- (6) デマンド型運行 路線を定めず、区域運行として旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行形態をいう。
- (7) ボランティアバス 地域交通活動団体等が運行する、法に基づく許可又は登録を要しない運行形態をいう。
- (8) 地域貢献送迎バス 民間事業者等が運行する、法に基づく許可又は登録を要しない運行形態をいう。
- (9) 横浜市地域公共交通会議 法施行規則第4条第2項の規定により、市長が主宰する会議をいう。
- (10) 公共交通圏域 勾配の影響を考慮した道路距離が駅から800メートル以内又はバス停から300メートル以内の地域をいう。

- (11) 公共交通圏域外 公共交通圏域でなく、かつ、非住宅系土地利用でない地域をいう。
- (12) 支援Ⅰ型 第6条第1号又は第2号に該当する運行形態のうち、公共交通圏域外で乗降することができるものに対する補助をいう。
- (13) 支援Ⅱ型 第6条第1号又は第2号に該当する運行形態のうち、支援Ⅰ型に該当しない運行形態に対する補助をいう。
- (14) 実証運行 補助対象者が継続的な運行が可能か検証するため、期限を定め実施する運行をいう。
- (15) 本格運行 補助対象者が実施する継続的な運行をいう。
- (16) 運行事業者 本補助金を活用して一般乗合旅客運送事業又は法第21条の規定に基づく乗合旅客の運送を行う者をいう。
- (17) 運行者 第8号を運行する者をいう。
- (18) 運行経費 人件費、燃料費、任意自動車保険料、車両の法定費用等、車両に係る税、法令上の許可等に係る税等、運行に必要となる費用をいう。
- (19) 運賃収入等 運賃収入、寄付金、協賛金、広告収入、運賃の割引に係る補助金、その他本補助金以外の補助金等から得られた収入をいう。
- (20) 運行期間 運行を実施している期間のことをいう。運休期間も運行期間に含めるものとし、原則として運行開始日を起点とし、翌年同日の前日で1年とする。ただし、自然災害などの補助対象者及び運行事業者の責めに帰すことができない理由により、運行できなかった期間についてはその限りではない。
- (21) 事業年度 1年単位の運行期間のことをいう。
- (22) 会計年度 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる期間のことをいう。
- (23) 収支率 1事業年度における運行経費（実証運行に先立って実施した走行実験や習熟運転に要した費用を除く。）に対する運賃収入等の比率をいう。
- (24) 民間事業提案窓口 民間事業者が本補助金を活用するにあたり、本市が民間事業者から運行計画、資金計画等の提案を受け付ける窓口をいう。
- (25) 協議会 民間事業提案窓口に提案した民間事業者（複数の民間事業者により構成される企業体を含む）をはじめとして、当該活動を行う運行事業者や当該活動区域内に含まれる自治会・町内会長等により構成される組織をいう。
- (26) ワゴン型車両 乗車定員6人以上14人以下の車両をいう。
- (27) 小型バス 乗車定員15人以上36人以下の車両をいう。

（支援内容）

第4条 市長は次の各号に定める支援を行うことができる。

- (1) 本要綱に基づく補助金の交付
- (2) 地域の移動手段の確保に向けた地域の取組に対する次の技術的な支援
 - ア 運行事業者の選定に係る支援
 - イ 運行実施に向けた道路管理者、交通管理者、交通事業者等への調整
 - ウ 横浜市地域公共交通会議への附議・報告に係る調整
 - エ アンケート調査支援

- オ 広報及び利用啓発活動支援
- カ 運行計画の最適化支援
- キ その他必要な技術的な助言等

(補助対象者)

第5条 前条の支援の対象とする補助対象者は別表のとおりとする。ただし、別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者とししない。

- (1) 不正又は不誠実な行為を行う者や、法令等に抵触するおそれがある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、補助対象者とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する者。
- (3) 組織の代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が含まれる者。

(補助対象事業)

第6条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域にふさわしい交通サービスを提供する事業であつて、次の各号に該当する運行形態により実施されるものとする。

- (1) 路線定期運行（路線新設）
- (2) 路線定期運行（路線再編）
- (3) デマンド型運行
- (4) ボランティアバス
- (5) 地域貢献送迎バス

(補助対象経費)

第7条 本補助金交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とし、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いといえない経費については、本補助金の対象外とする。
- 3 国、神奈川県、その他団体等から同様の補助金、その他資金援助等（以下「他の補助金等」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、他の補助金等を除いた額を補助対象経費とする。
- 4 補助対象経費の算出にあたり1円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。

(補助条件)

第8条 本補助金の交付を受けるための条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 運行事業者、運行者及び地域交通活動団体（以下、「運行事業者等」という。）が提供する交通サービスは、利用者を限定せず、広く一般に利用可能な状態とすること。
- (2) 取組内容について、運行事業者等が横浜市地域公共交通会議に附議し、協議が調っていること。

ただし、第6条第4号又は第5号の場合は同会議に報告していること。

(3) 補助対象者が第10条による事業計画承認通知を受けていること。

(4) 第6条第1号、第2号又は第3号の場合は、地域交通活動団体、運行事業者及び市長の間又は協議会と市長の間で、第6条第4号の場合は、地域交通活動団体及び市長の間で、第6条第5号の場合は、自治会・町内会又は連合自治会・町内会、運行者及び市長の間で、運行開始までに、運行期間、役割、本補助金の交付に係る関係書類の閲覧方法等の諸条件に係る協定を締結していること。

(5) 第6条第1号、第2号又は第3号の場合は、実証運行の運行期間は最大3年間とし、次表に示す運行継続条件を2年連続で達成できなかった場合、翌事業年度以降の補助を終了とする。ただし、運行継続条件の達成可否を確認するための期間（最大3か月）については、達成可否に関わらず支援対象期間とする。

| 運行継続条件 | | | 備考 |
|----------------|-------------------------------|-------------------|---|
| 事業年度 | ・路線定期運行 (支援Ⅰ型) ・デマンド型運行 | ・路線定期運行 (支援Ⅱ型) | |
| 1 事業年度 終了時点 | 収支率 25%以上 | 収支率 50%以上 | <p>・当初の事業計画で予定していた車両の調達に時間を要するため、計画よりも乗車定員の少ない車両で運行を開始する場合は、当初予定していた車両で運行開始できるまでの期間について、運行継続条件の収支率に以下の算定式を乗じた値を運行継続条件とする。</p> <p><u>実際に運行した車両の乗車定員</u> ÷ <u>当初の事業計画で予定していた車両の乗車定員</u></p> |
| 2 事業年度 終了時点 | 収支率 35%以上 | 収支率 75%以上 | <p>なお、予定よりも乗車定員の少ない車両2台で運行する場合、上記算定式の「実際に運行した車両の乗車定員」は2台を合計した人数とし、収支率を計算する際に用いる運行経費は、2台の運行経費を合計した金額の半額とする。</p> |
| 3 事業年度 終了時点 | 収支率 50%以上 | 収支率 100%以上 | <p>・収支率は100%以上を目指すことを基本とするが、高齢者人口、外出率、バス利用率及びアンケート結果等を考慮した推計利用者数又は運行実績等による推計利用者数を踏まえた運行計画による本格運行時の収支率の見込みが、最低でも50%以上となっていることとする。</p> |

(6) 第6条第3号の場合は、原則、運行範囲が1平方キロメートル以上かつ範囲内の人口が1.5万人以上であることとし、第6条第1号又は第2号と比較して、効率的となっていること。

(7) 第6条第4号又は第5号の場合は、運行管理・安全管理・乗車規程・乗務規程を定め、6か月を越えない範囲に1回以上の頻度で日常的な安全管理がなされていることが分かる書類を提出すること。また、月20便以上運行することとし、本格運行以降はこれを3か月連続して下回った場合は翌会計年度以降の補助金の交付は行わないものとする。

(事業計画承認申請)

第9条 本補助金の交付を申請しようとする者は、運行開始前（運行開始前に本補助金を使用する予定の契約を締結する場合は契約の前）及び運行期間が1年経過するごとに、事業計画について市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事業計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（第1号様式の2）

(2) 運行に係る収支予算書（第1号様式の3）

(3) 補助対象者であることが確認できる次のいずれかの書類

ア 地域まちづくりグループ登録又は地域まちづくり組織（第6条第1号、第2号又は第4号の場合）であることが分かる書類

イ 民間事業者等が締結する協定書等、協議会規約及び構成員から提出された参加申込書等（第6条第1号、第2号又は第3号の場合）

ウ 自治会・町内会又は連合自治会・町内会、運行者及び市長で締結した取組に関する協定書（第6条第5号の場合）

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業計画承認通知)

第10条 市長は、前条の規定による承認申請があった場合は、審査及び必要な調査等を行い、その結果を事業計画承認通知書（第2号様式）又は事業計画不承認通知書（第3号様式）をもって申請者に対して通知する。

(事業計画の変更)

第11条 補助対象者は、前条の承認を受けた事業計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（第4号様式）に第9条第2項第1号から第4号に規定する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(事業計画変更承認通知)

第12条 市長は、前条の規定による変更承認申請があった場合は、審査及び必要な調査等を行い、そ

の結果を事業計画変更承認通知書（第5号様式）又は事業計画変更不承認通知書（第6号様式）をもって申請者に対して通知する。

（事業計画の中止・廃止）

第13条 第10条又は第12条の規定による市長の承認を受けた者が、事業計画を中止又は廃止する場合は、事前に、事業計画中止・廃止申請書（第7号様式）を市長に提出するものとし、市長は事業計画中止・廃止承認通知書（第8号様式）により、事業計画の中止・廃止の承認を申請者に通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第14条 補助対象者は、本補助金の交付を受けようとする場合は、補助事業の完了後に横浜市地域公共交通導入支援補助金交付申請及び実績報告書（第9号様式。以下「交付申請・実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の完了前に本補助金の交付を申請する場合は、第18条から第22条に準じて手続きを行うものとする。

2 交付申請・実績報告書の提出期限は、原則として第10条又は第12条の規定により承認を通知した事業計画における運行期間が終了する月の翌々月の末日とする。ただし、運行期間が終了する月の翌月の末日までに運行事業者等から補助対象者に対して請求書が提出されない場合は、請求書が提出された日の翌月の末日を交付申請・実績報告書の提出期限とする。

3 交付申請・実績報告書へ添付する書類は、次の各号に定める書類とする。

(1) 運行に係る収支報告書（第9号様式の2）

(2) 交付を受けようとする補助金の額算出の基礎となる書類又はその写し

ア 車両本体の購入又はリースに係る契約書、請求書又は領収書等支払いを証する書類（以下「領収書等」という。）及び仕様が分かる書類

イ 車両改装等に係る領収書等及び仕様が分かる書類

ウ 停留所設置等に係る費用の領収書等及び設置等が確認できる書類

エ 第6条第1号、第2号又は第3号に規定する事業は、運行経費の内訳及び運賃収入が確認できる書類

オ 利用促進に係る費用の領収書等及び利用促進に係る実績報告書等

カ 寄付金や協賛金等、運賃収入以外の収入について負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

キ 車両の予約や配車等のシステム運用に係る領収書等及び実績が確認できる書類

ク 第6条第4号又は第5号に規定する事業は以下の書類

(ア) 車両の法定費用等が分かる書類、自動車検査証及び自動車税納税証明書

(イ) 任意保険の領収書等

(ウ) 車両修繕に係る費用の領収書等及び修繕結果が確認できる書類

(エ) 運転手及び添乗員人件費相当の補助額算出にあたり必要となる1便あたりの運行距離及び乗車便数が分かる書類及び支払ったことが分かる書類

(オ) 燃料費相当の補助額算出にあたり必要となる総運行距離、走行燃費区分及び燃料等種別が分かる書類

(カ) 運行に要する付随的経費に係る領収書等及び実績が確認できる書類

(キ) 当該事業年度の運行回数が確認できる書類

ケ 他の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、その内容が確認できる書類

コ 補助金規則第 24 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合は、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書

サ 補助金規則第 24 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者とした場合（同条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合を除く。）は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

- 4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により市長が交付申請・実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 5 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める書類とする。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、第 1 項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 6 補助金規則第 14 条第 5 項第 1 号の規定にかかわらず、第 3 項第 2 号及び第 3 号の書類は、市長に提出しなければならない。
- 7 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により市長が交付申請・実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号とする。

(交付決定及び額の確定通知)

- 第 15 条 市長は、前条の規定による本補助金の交付申請があつた場合は、審査及び必要な調査等を行い、本補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を速やかに決定するものとする。
- 2 市長は、本補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。
 - 3 市長は、本補助金を交付する決定をしたときは、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付決定及び額の確定通知書（第 10 号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、前条の交付申請・実績報告書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
 - 4 市長は、本補助金の交付をしないことと決定したときは、横浜市地域公共交通導入支援補助金不交付決定通知書（第 11 号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 16 条 申請者が補助金規則第 9 条第 1 項の規定により申請の取下げをする場合は、交付決定通知書

の交付を受けた日から起算して14日を経過する日までに、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付申請取下届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の時期の例外）

第17条 補助金規則第17条の規定により、市長が補助事業の完了前に本補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助対象者の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に本補助金を交付する必要があると市長が認める場合とする。

（補助金交付の時期の例外における交付申請）

第18条 補助対象者は、前条の規定により本補助金の交付を受けようとする場合は、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付申請書（第13号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、第10条又は第12条の規定により承認を通知した事業計画における運行期間が終了する日とする。

3 交付申請書へ添付する書類は、次の各号に定める書類とする。

(1) 運行に係る収支予算書（第1号様式の3）

(2) 交付を受けようとする補助金の額算出の基礎となる書類又はその写し

ア 車両本体の購入又はリースに係る見積書及び仕様が分かる書類

イ 車両改装等に係る見積書及び仕様が分かる書類

ウ 停留所設置等に係る費用の見積書及び仕様が分かる書類

エ 第6条第1号、第2号又は第3号に規定する事業は、運行経費の内訳及び運賃収入の見込みが確認できる書類

オ 利用促進に係る費用の見込みを記載した書類

カ 寄付金や協賛金等、運賃収入以外の収入について負担者、負担額及び負担方法の見込みを記載した書類

キ 車両の予約や配車等のシステム運用に係る見積書及び仕様が分かる書類

ク 第6条第4号又は第5号に規定する事業は以下の書類

(ア) 車両の法定費用等が分かる見積書等

(イ) 任意保険の見積書等

(ウ) 車両修繕に係る見積書等

(エ) 運転手及び添乗員人件費相当の補助額算出にあたり必要となる1便あたりの運行距離及び乗車便数の見込みが分かる書類

(オ) 燃料費相当の補助額算出にあたり必要となる総運行距離の見込み、走行燃費区分及び燃料等種別が分かる書類

(カ) 運行に要する付随的経費に係る見積書等

(キ) 当該事業年度の運行回数が見込みが確認できる書類

ケ 他の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、その内容が確認できる書類

コ 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合は、当該入札の結果が分

かる書類又は当該見積書

サ 補助金規則第 24 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者とした場合（同条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合を除く。）は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

- 4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により市長が交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 5 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める書類とする。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、第 1 項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付の時期の例外における交付決定）

第 19 条 市長は、前条の規定による本補助金の交付申請があつた場合は、審査及び必要な調査等を行い、本補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を速やかに決定するものとする。

- 2 市長は、本補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。
- 3 市長は、本補助金を交付する決定をしたときは、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付決定通知書（第 14 号様式）により、前条の交付申請書等を提出した者（以下「交付申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、本補助金の交付をしないことと決定したときは、横浜市地域公共交通導入支援補助金不交付決定通知書（第 11 号様式）により、交付申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の時期の例外における申請の取下げ）

第 20 条 交付申請者が補助金規則第 9 条第 1 項の規定により申請の取下げをする場合は、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付決定通知書の交付を受けた日から起算して 14 日を経過する日までに、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付申請取下届出書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の時期の例外における実績報告）

第 21 条 補助対象者は、第 19 条第 3 項の規定により本補助金の交付決定を受けた補助事業が完了した日の翌日から起算して 20 日を経過する日までに、横浜市地域公共交通導入支援補助金実績報告書（第 15 号様式。以下「実績報告書」という。）に第 14 条第 3 項に定める書類を添付し、市長に提出

しなければならない。

- 2 補助金規則第 14 条第 5 項第 1 号の規定にかかわらず、前項の書類は、市長に提出しなければならない。
- 3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号とする。
- 4 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金交付の時期の例外における補助金の額の確定)

- 第 22 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、本補助金の交付額を確定するものとする。
- 2 市長は、補助金交付額を確定したときは、横浜市地域公共交通導入支援補助金額確定通知書（第 16 号様式）により、前条の実績報告書等を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、確定した補助金額を超える補助金額が既に交付されている場合の補助金額確定及び確定額を超える部分の補助金の返還の通知は、横浜市地域公共交通導入支援補助金額確定通知及び返還請求書（第 17 号様式）により行うものとし、通知を受けた者は速やかに補助金を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 23 条 第 14 条第 5 項ただし書き又は第 18 条第 5 項ただし書きに基づき消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、交付申請後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 18 号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金交付の請求)

- 第 24 条 第 15 条第 3 項又は第 19 条第 3 項の規定による通知を受けた補助対象者は、本補助金の交付を受けようとするときは、横浜市地域公共交通導入支援補助金交付請求書（第 19 号様式）を市長に提出しなければならない。

(入札又は見積書の徴収に関する例外)

- 第 25 条 補助金規則第 24 条ただし書に規定する市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 第6条第1号に規定する運行形態による運行の実施に際して、運行事業者を公募し、提案書の提出を受け、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該運行に最も適した者を選定する場合
 - (2) 前号の規定による公募で当該運行に適した者がいなかった場合
 - (3) 第6条第2号に規定する運行形態による運行について、再編の対象となる路線を現に運行している事業者と協定を締結する場合
 - (4) 補助対象事業を行う者が第3条第25号に規定する協議会であり、公共交通に関連する団体（一般社団法人神奈川県バス協会、神奈川県タクシー協会横浜支部）及び当該区域で運行する交通事業者との調整が整ったうえで運行事業者を選定する場合
 - (5) 特殊な物品等で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- 2 前項の適用を第5号により受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書類にその旨を記載しなければならない。

(財産処分の制限等)

第26条 補助金規則第25条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、車両（付属設備含む）とする。

- 2 補助対象者及び運行事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち前項に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、取得財産等目的外使用申請書（第20号様式）を市長へ提出し、取得財産等目的外使用承認書（第20号様式の2）による承認を受けなければならない。
- 3 補助金規則第25条ただし書きに規定する補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定める耐用年数とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしようとする場合において、第2項の処分により補助対象事業で取得財産が使用できなくなる場合においては、交付した補助金のうち第2項の処分時から耐用年数が経過するまでの期間に相当する分として、次表により算定される額を返還させるとともに、当該処分により運行事業者に利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。ただし、当該処分の理由が、運行継続条件の未達による運行中止等、運行事業者のみの責によらないものである場合は、次表により算定される額と当該処分により運行事業者に利益が生じたときはその金額を比較し、より高額な方の金額について、交付した補助金の範囲内でその全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

| 経過年数 | 算定式 |
|------|-----------------------|
| 1年 | 補助金額×0.6 |
| 2年 | 補助金額×0.6 ² |
| 3年 | 補助金額×0.6 ³ |
| 4年 | 補助金額×0.6 ⁴ |

経過年数：当該財産により運行を開始してから処分までの年数

なお、1年に満たない期間については、1年に満たない期間の初日を起算日とし、起算

日の翌月同日の前日までで1月としたうえで、合計が6月以下の場合は切り捨てとし、6月を超える場合は1年とみなす

補助金額：実際に交付した車両費

5 市長は、前項の規定にかかわらず、取得財産を第2項の承認を得て補助金の交付の目的以外の用途に使用する場合には、別表に定める算定式により、当該用途に係る使用割合に応じて算定した額を毎事業年度納付させるものとする。

(補助金の返還等)

第27条 市長は、補助対象者が補助金規則第19条の規定のいずれかに該当した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を補助対象者に求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第28条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から5年間（取得財産の省令に定める耐用年数が5年を超える場合は、当該耐用年数が過ぎるまで）とする。

2 補助金の交付を受けた補助対象者及び市長は、横浜市民協働条例（平成24年6月条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）第7条第2項に規定する不開示情報に該当する部分を除いて、補助金の交付に係る関係書類又はその写しを次のとおり一般の閲覧に供する。

| 閲覧に供する者 閲覧に関する事項 | 補助対象者 | 市長 |
|---------------------|---|----------------------|
| 閲覧場所 | 主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他補助対象者が指定する場所 | 補助金の交付を決定した部署 |
| 閲覧時間 | 補助対象者が指定する時間 | 補助金の交付を決定した部署の事務取扱時間 |
| 閲覧期間 | 第9条から第16条及び第18条から第24条にかかる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、第26条にかかる書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ2年間 | |

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による事業計画承認申請その他これに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱及び要領は廃止する。

(1) 横浜市地域交通サポート事業に係る実証運行補助金交付要綱（平成20年4月1日 道企第38号）

(2) 横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱（平成25年10月21日 道企第501号）

(3) 横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付要綱（平成31年4月1日 道企第1192号）

(4) 横浜市地域交通サポート事業における審査会運営要領（平成20年4月1日 道企第37号）
(経過措置)

4 前項の規定により廃止となる要綱及び要領の規定に基づき、既に補助金交付決定を受けている者に対する手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(運行期間)

2 本補助金以外の市が運行経費等を支出した取組については、運行形態や大幅な路線変更、エリア変更及び自然災害などによる大幅な運行期間の変更等が生じない限り、支援対象期間に当該取組による運行期間を含めることとする。

(経過措置)

3 この要綱による規定は、施行日以降に第14条又は第18条に基づく交付申請が行われる事業について適用し、施行日の前日までに交付申請が行われた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第5条、第7条、第26条）

運行形態：路線定期運行（路線新設）【支援Ⅰ型】

<補助対象>

| | |
|--|---|
| 1 区域 | |
| <p>横浜市域内において運行区間に公共交通圏域外が含まれている（公共交通圏域外の中に停留所又はフリー乗降区間がある）地区</p> <p>（横浜市地域交通サポート事業で新規路線として本格運行した地区については、路線が廃止されることで公共交通圏域外が生じる地区）</p> | |
| 2 補助対象者 | |
| <p>補助対象者は次のいずれかの団体とする</p> <p>(1) 次に定める要件を満たしている地域交通活動団体</p> <p>横浜市地域まちづくり推進条例第8条による地域まちづくりグループの登録又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定があること。</p> <p>(2) 次に定める要件をすべて満たしている協議会</p> <p>ア 公共交通圏域外の移動課題解決に資する持続可能な企画（運行計画、資金計画等）を立案していること。</p> <p>イ 協議会構成員を統括できる民間事業者が代表であること（ただし、協議会構成員間で合意が得られればこの限りではない）。</p> <p>ウ 民間事業提案窓口に提案した民間事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>エ 運行事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>オ 当該区域に含まれるすべての自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との調整を踏まえ、自治会・町内会長、連合自治会・町内会長又は自治会・町内会長若しくは連合自治会・町内会長から推薦された者が含まれていることを書面で確認できること。ただし、実証運行時は自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との合意があればよいものとする。</p> | |
| 3 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| <p>(1) 運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額の補填（以下「差額補填」という。）</p> <p>差額補填は、運賃収入等と運行経費（実証運行に先立って走行実験や習熟運転を行う場合に生じた経費を含む）の差額について行う。</p> <p>なお、運行経費は、横浜市内における一般乗用旅客自動車運送事業の時間制運賃の範囲内で、運行事業者が提示する金額とする。ただし、1便あたりの平均乗車人数の見込みが10名を超過する場合において、乗車定員10名を超える車両</p> | <p>・実証運行時及び本格運行時を支援の対象とする。</p> <p><本格運行時></p> <p>・補助限度額は、1地区あたり補助対象とする運行期間1年あたり運行経費の50%に該当する金額かつ600万円を上限とする。ただし、本格運行を開始してから、初めて収支率が50%を下回った事業年度については、補助限度額に関わらず運賃収入等と運行経費の差額について市が差</p> |

| | |
|--|---|
| <p>を使用する場合は、横浜市内における一般貸切旅客自動車運送事業の時間・キロ併用制運賃の基準額に1.08を乗じた金額の範囲内で、運行事業者が提示する金額とする。また、1時間あたりの単価は運行期間中に原則として変更しない。なお、運行計画を見直した場合や時間制運賃又は時間・キロ併用制運賃の改正等により変更することがやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。</p> | <p>額補填を行うことができる。</p> |
| <p>(2) 車両の購入に係る費用、車両の減価償却費、自社車両の車両指定に係る費用又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用及び付属設備の設置に係る費用（以下「車両費等」という。）</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり1台までとし、ワゴン型車両は上限600万円、小型バスは上限1,800万円とする。 ・ 取得した車両を第26条の規定により目的外使用する場合は、省令に定める耐用年数期間が経過するまで、毎事業年度、次式により算定される額を運行事業者に納付させることとする。 $\text{補助金額} \times (1 \div \text{耐用年数}) \times \{1 - (\text{実働走行距離} \div \text{総走行距離})\}$ <p>総走行距離：当該事業年度の走行距離の総計 実働走行距離：総走行距離のうち、本事業の運行に係る走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象期間は、実証運行時を基本とするが、運行開始前及び運行終了後に必要となる事前準備や架装撤去等に要する期間、運行継続条件の達成可否を確認するための期間も支援対象期間とする。 <p>また、本格運行時は車両費等の補助を対象外とするが、(1)による差額補填の補助額を算出する際に、運行経費に車両費等を加えることができる。</p> |
| <p>(3) バス停留所設置等に係る費用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり上限100万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時及び本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となるバス停留所の設置及び撤去に要す |

| | |
|--|--|
| | る期間とする。 |
| <p>(4) 車両改装等に係る費用</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 50 万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる車両改装に要する期間とする。 |
| <p>(5) 利用促進に係る費用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり 1 事業年度の上限額は以下のとおり算出する。 <p>【算出式】</p> <p>利用促進費用 = 対象世帯数[※] × 100 円</p> <p>※対象世帯数：設置するバス停留所から半径 300m の範囲に含まれる世帯数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。 |
| <p>(6) その他市長が特に必要と認める経費</p> | |

運行形態：路線定期運行（路線新設）【支援Ⅱ型】

<補助対象>

| | |
|---|-------------------------|
| 1 区域 | |
| <p>横浜市域内において運行区間に公共交通圏域外が含まれていない（公共交通圏域外の中に停留所又はフリー乗降区間がない）地区</p> <p>（横浜市地域交通サポート事業で新規路線として本格運行した地区については、路線が廃止されることで公共交通圏域外が生じない地区）</p> | |
| 2 補助対象者 | |
| <p>補助対象者は次のいずれかの団体とする</p> <p>(1) 次に定める要件を満たしている地域交通活動団体</p> <p>横浜市地域まちづくり推進条例第8条による地域まちづくりグループの登録又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定があること。</p> <p>(2) 次に定める要件をすべて満たしている協議会</p> <p>ア 協議会構成員を統括できる民間事業者が代表であること（ただし、協議会構成員間で合意が得られればこの限りではない）。</p> <p>イ 民間事業提案窓口に提案した民間事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>ウ 運行事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>エ 当該区域に含まれるすべての自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との調整を踏まえ、自治会・町内会長、連合自治会・町内会長又は自治会・町内会長若しくは連合自治会・町内会長から推薦された者が含まれていることを書面で確認できること。ただし、実証運行時は自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との合意があればよいものとする。</p> | |
| 3 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| <p>(1) 運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額の補填（以下「差額補填」という。）</p> <p>差額補填は、運賃収入等と運行経費（実証運行に先立って走行実験や習熟運転を行う場合に生じた経費を含む）の差額について行う。</p> <p>なお、運行経費は、横浜市内における一般乗用旅客自動車運送事業の時間制運賃の範囲内で、運行事業者が提示する金額とする。ただし、1便あたりの平均乗車人数の見込みが10名を超過する場合において、乗車定員10名を超える車両を使用する場合は、横浜市内における一般貸切旅客自動車運送事業の時間・キロ併用制運賃の基準額に1.08を乗じた金額の範囲内で、運行事</p> | <p>・実証運行時を支援の対象とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>業者が提示する金額とする。また、1時間あたりの単価は運行期間中に原則として変更しない。なお、運行計画を見直した場合や時間制運賃又は時間・キロ併用制運賃の改正等により変更することがやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。</p> | |
| <p>(2) 車両の購入に係る費用、車両の減価償却費、自社車両の車両指定に係る費用又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用及び付属設備の設置に係る費用 ※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり1台までとし、ワゴン型車両は上限600万円、小型バスは上限1,800万円とする。 ・ 取得した車両を第26条の規定により目的外使用する場合は、省令に定める耐用年数期間が経過するまで、毎事業年度、次式により算定される額を運行事業者に納付させることとする。 $\text{補助金額} \times (1 \div \text{耐用年数}) \times \{1 - (\text{実働走行距離} \div \text{総走行距離})\}$ <p>総走行距離: 当該事業年度の走行距離の総計 実働走行距離: 総走行距離のうち、本事業の運行に係る走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象期間は、実証運行時を基本とするが、運行開始前及び運行終了後に必要となる事前準備や架装撤去等に要する期間、運行継続条件の達成可否を確認するための期間も支援対象期間とする。 |
| <p>(3) バス停留所設置等に係る費用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり上限100万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時及び本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となるバス停留所の設置及び撤去に要する期間とする。 |
| <p>(4) 車両改装等に係る費用 ※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり上限50万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる車両改装に要する期間とする。 |
| <p>(5) 利用促進に係る費用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり1事業年度の上限額は以下のとおり算出する。 |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>【算出式】</p> <p>利用促進費用 = 対象世帯数[※] × 100 円</p> <p>※対象世帯数：設置するバス停留所から半径 300m の範囲に含まれる世帯数とする。</p> <p>・なお、支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。</p> |
| (6) その他市長が特に必要と認める経費 | |

運行形態：路線定期運行（路線再編）【支援Ⅰ型】

<補助対象>

| | |
|--|---|
| 1 区域 | |
| <p>横浜市域内において路線再編によって公共交通圏域外が含まれる（公共交通圏域外の中に停留所又はフリー乗降区間がある）地区であり、かつ路線再編によって新たに公共交通圏域外が生じない地区</p> <p>（横浜市地域交通サポート事業で路線再編として本格運行した地区については、路線が再編前に戻ることで公共交通圏域外が生じる地区）</p> | |
| 2 補助対象者 | |
| <p>補助対象者は次のいずれかの団体とする</p> <p>(1) 次に定める要件を満たしている地域交通活動団体</p> <p style="padding-left: 20px;">横浜市地域まちづくり推進条例第8条による地域まちづくりグループの登録又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定があること。</p> <p>(2) 次に定める要件をすべて満たしている協議会</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 公共交通圏域外の移動課題解決に資する持続可能な企画（運行計画、資金計画等）を立案していること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 協議会構成員を統括できる民間事業者が代表であること（ただし、協議会構成員間で合意が得られればこの限りではない）。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 民間事業提案窓口に提案した民間事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 運行事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 当該区域に含まれるすべての自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との調整を踏まえ、自治会・町内会長、連合自治会・町内会長又は自治会・町内会長若しくは連合自治会・町内会長から推薦された者が含まれていることを書面で確認できること。ただし、実証運行時は自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との合意があればよいものとする。</p> | |
| 3 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| <p>(1) 再編した区間における運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額の補填（以下「差額補填」という。）</p> <p>差額補填にあたり、運賃収入等及び運行経費は、当該系統の運賃収入等及び運行経費を実車走行キロのうち再編した区間の実車走行キロに応じて按分してそれぞれ算定する。</p> <p>なお、運行経費は、市内乗合バス事業者の実車走行キロ当たり原価と運行事業者が積算する実車走行キロ当たり原価のうち安価の方に再編した路線の総路線距離を乗じて得られる金額とす</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本格運行時を支援の対象とする。 ・ 補助限度額は、1地区あたり補助対象とする運行期間1年600万円を上限とする。 |

| | |
|---|---|
| る。 | |
| (2) バス停留所設置等に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 100 万円とする。 ・ 支援対象期間は、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となるバス停留所の設置及び撤去に要する期間とする。 |
| (3) 車両改装等に係る費用 ※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 50 万円とする。 ・ 支援対象期間は、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる車両改装に要する期間とする。 |
| (4) 利用促進に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり 1 事業年度の上限額は以下のとおり算出する。 【算出式】 利用促進費用 = 対象世帯数[*] × 100 円 ※対象世帯数：設置するバス停留所から半径 300m の範囲に含まれる世帯数とする。 ・ なお、支援対象期間は、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。 |
| (5) その他市長が特に必要と認める経費 | |
| 4 その他 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市生活交通バス路線維持対策費補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 20 日道企第 961 号）に基づく補助金の交付を受けている路線は、本要綱の補助対象外とする。 ・ 本要綱に基づき、路線定期運行（路線新設）として補助金の交付を受けている路線及び補助金の交付を受けた路線は路線定期運行（路線再編）の補助対象外とする。 | |

運行形態：路線定期運行（路線再編）【支援Ⅱ型】

<補助対象>

| | |
|--|---|
| 1 区域 | |
| <p>横浜市域内において路線再編によって公共交通圏域外が含まれていない（公共交通圏域外の中に停留所又はフリー乗降区間がない）地区、かつ路線再編によって新たに公共交通圏域外が生じない地区</p> <p>（横浜市地域交通サポート事業で路線再編として本格運行した地区については、路線が再編前に戻ることで公共交通圏域外が生じない地区）</p> | |
| 2 補助対象者 | |
| <p>補助対象者は次のいずれかの団体とする</p> <p>(1) 次に定める要件を満たしている地域交通活動団体 横浜市地域まちづくり推進条例第8条による地域まちづくりグループの登録又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定があること。</p> <p>(2) 次に定める要件をすべて満たしている協議会</p> <p>ア 協議会構成員を統括できる民間事業者が代表であること（ただし、協議会構成員間で合意が得られればこの限りではない）。</p> <p>イ 民間事業提案窓口に提案した民間事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>ウ 運行事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>エ 当該区域に含まれるすべての自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との調整を踏まえ、自治会・町内会長、連合自治会・町内会長又は自治会・町内会長若しくは連合自治会・町内会長から推薦された者が含まれていることを書面で確認できること。ただし、実証運行時は自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との合意があればよいものとする。</p> | |
| 3 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| (1) バス停留所設置等に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 100 万円とする。 ・ 支援対象期間は、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となるバス停留所の設置及び撤去に要する期間とする。 |
| (2) 車両改装等に係る費用 ※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 50 万円とする。 ・ 支援対象期間は、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる車両改装に要する期間とする。 |
| (3) 利用促進に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり 1 事業年度の上限額は以下のとおり算出する。 <p style="text-align: center;">【算出式】</p> <p style="text-align: center;">利用促進費用 = 対象世帯数[*] × 100 円</p> <p>※対象世帯数：設置するバス停留所から半</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>径 300m の範囲に含まれる世帯数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、支援対象期間は、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。 |
| (4) その他市長が特に必要と認める経費 | |
| 4 その他 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市生活交通バス路線維持対策費補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 20 日道企第 961 号）に基づく補助金の交付を受けている路線は、本要綱の補助対象外とする。 ・本要綱に基づき、路線定期運行（路線新設）として補助金の交付を受けている路線及び補助金の交付を受けた路線は路線定期運行（路線再編）の補助対象外とする。 | |

運行形態：デマンド型運行

<補助対象>

| | |
|---|--|
| 1 区域 | |
| <p>横浜市域内において運行区域の中に公共交通圏域外が含まれている地区 (「運行範囲1平方キロメートルかつ範囲内の人口1.5万人」を1単位とし、区域の規模に相当する単位数(小数点以下切り捨て)を地区数の上限とする)</p> | |
| 2 補助対象者 | |
| <p>次に定める要件をすべて満たしている協議会</p> <p>ア 公共交通圏域外の移動課題解決に資する持続可能な企画(運行計画、資金計画等)を立案していること。</p> <p>イ 協議会構成員を統括できる民間事業者が代表であること(ただし、協議会構成員間で合意が得られればこの限りではない)。</p> <p>ウ 民間事業提案窓口に提案した民間事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>エ 運行事業者が構成員に含まれることを書面で確認できること。</p> <p>オ 当該区域に含まれるすべての自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との調整を踏まえ、自治会・町内会長、連合自治会・町内会長又は自治会・町内会長若しくは連合自治会・町内会長から推薦された者が含まれていることを書面で確認できること。ただし、実証運行時は自治会・町内会長又は連合自治会・町内会長との合意があればよいものとする。</p> | |
| 3 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| <p>(1) 運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額の補填(以下「差額補填」という。)</p> <p>差額補填は、運賃収入等と運行経費(実証運行に先立って走行実験や習熟運転を行う場合に生じた経費を含む)の差額について行う。</p> <p>なお、運行経費は、横浜市内における一般乗用旅客自動車運送事業の時間制運賃の範囲内で、運行事業者が提示する金額とし、1時間あたりの単価は運行期間中に原則として変更しない。ただし、運行計画を見直した場合や時間制運賃の改正等により変更することがやむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。</p> | <p>・実証運行時及び本格運行時を支援の対象とする。</p> <p><本格運行時></p> <p>・補助限度額は、1地区あたり補助対象とする運行期間1年あたり運行経費の50%に該当する金額かつ600万円を上限とする。ただし、本格運行を開始してから、初めて収支率が50%を下回った事業年度については、補助限度額に関わらず運賃収入等と運行経費の差額について市が差額補填を行うことができる。</p> |
| <p>(2) 車両の予約や配車等のシステム運用に係る費用 <システム運用に係る費用の対象例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約・配車システム整備(環境設定)・保守・運用費用および関連するタブレット端末等購入 | <p>・実証運行時及び本格運行時を支援の対象とする。</p> <p><実証運行時></p> <p>・実証運行の運行期間は最大3年間とし、</p> |

| | |
|---|---|
| <p>費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約受付（コールセンター） ・ 利用促進に係るシステム整備・保守・運用 ・ 他システムとのデータ連携 <p>※PC端末、サーバー等の予約・配車システムに直接関与しない機器購入（リース含む）・設置・保守に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <p>補助限度額は1年あたり上限520万円とする。</p> <p><本格運行時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助限度額は運行期間1年あたり上限520万円とする。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証運行時又は本格運行時のいずれかの運行期間1年間に限り、システム導入に係る環境設定費用として、上限100万円を支援の対象に追加できるものとする。 |
| <p>(3) 車両の購入に係る費用、車両の減価償却費、自社車両の車両指定に係る費用又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用及び付属設備の設置に係る費用（以下「車両費等」という。）</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり1台までとし、ワゴン型車両は上限600万円、小型バスは上限1,800万円とする。 ・ 取得した車両を第26条の規定により目的外使用する場合は、省令に定める耐用年数期間が経過するまで、毎事業年度、次式により算定される額を運行事業者に納付させることとする。 <p style="text-align: center;">補助金額 × (1 ÷ 耐用年数) × {1 - (実働走行距離 ÷ 総走行距離)}</p> <p>総走行距離：当該事業年度の走行距離の総計 実働走行距離：総走行距離のうち、本事業の運行に係る走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象期間は、実証運行時を基本とするが、運行開始前及び運行終了後に必要となる事前準備や架装撤去等に要する期間、運行継続条件の達成可否を確認するための期間も支援対象期間とする。 また、本格運行時は車両費等の補助を対象外とするが、(1)による差額補填の補助額を算出する際に、運行経費に車両費等を加えることができることとする。 |
| <p>(4) 停留所設置等に係る費用（掲示物や設置物に限る）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり上限100万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時及び本格運 |

| | |
|--|--|
| | <p>行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる停留所の設置及び撤去に要する期間とする。</p> |
| <p>(5) 車両改装等に係る費用</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり上限 50 万円とする。 ・ 支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる車両改装に要する期間とする。 |
| <p>(6) 利用促進に係る費用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区あたり 1 事業年度の上限額は以下のとおり算出する。 <p>【算出式】</p> <p>利用促進費用 = 対象世帯数[※] × 100 円</p> <p>※対象世帯数：デマンド型運行の運行区域に含まれる世帯数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。 |
| <p>(7) その他市長が特に必要と認める経費</p> | |

運行形態：ボランティアバス

<補助対象>

| | |
|---|---|
| 1 区域 | |
| 横浜市域内 | |
| 2 補助対象者 | |
| 次に定める要件を満たしている地域交通活動団体 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市地域まちづくり推進条例第8条による地域まちづくりグループの登録又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定があること。 | |
| 3 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| (1) 車両運行に係る以下アからクに定める経費 | <ul style="list-style-type: none"> 支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる事前準備や架装撤去、走行実験や習熟運転を含めた期間とする。 実証運行期間は、運行開始日より最大1事業年度とする。 以下アに定める経費について、購入した車両を第26条の規定により目的外使用する場合は、省令に定める耐用年数期間が経過するまで、毎事業年度、次式により算定される額を地域交通活動団体に納付させることとする。 $\text{補助金額} \times (1 \div \text{耐用年数}) \times \{1 - (\text{実働走行距離} \div \text{総走行距離})\}$ <p>総走行距離:当該事業年度の走行距離の総計 実働走行距離:総走行距離のうち、本事業の運行に係る走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下アからエ及びキに定める経費（アは車両を購入した場合を除く。）について、車両をボランティアバス以外の用途で使用する場合は、次式により補助金額を算定する。 |

| | |
|--|--|
| | 各項目で算定した補助金額×（実働走行距離÷総走行距離） |
| <p>ア 車両の購入に係る費用又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用及び付属設備の設置に係る費用</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1地区あたり1台まで、600万円を上限とし、地域交通活動団体が所有又はリースする車両を対象とする。ただし、個人名義で車両を購入する場合は補助対象としない。 |
| <p>イ 車両の法定費用等及び車両に係る税</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会計年度あたり25万円を上限とし、地域交通活動団体が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>ウ 任意自動車保険料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会計年度あたり30万円を上限とし、地域交通活動団体が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>エ 車両の整備・修繕に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行開始後の車両の性能等の維持や安全に運行するための整備費用、車両設備の故障や事故等による修理に係る費用を対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会計年度あたり15万円を上限とし、地域交通活動団体が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>オ 運転手謝金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会計年度あたり60万円を上限とし、1運行あたりの運転手人件費相当として次のとおり算定する。 < 1運行ルートが12km以上の場合 > ・ 1便あたり1,000円を上限とする。 < 1運行ルートが12km未満の場合 > ・ 1便あたり500円を上限とする。 |
| <p>カ 添乗員謝金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会計年度あたり60万円を上限とし、1運行あたりの添乗員人件費相当として次のとおり算定する。 < 1運行ルートの距離が12km以上の場合 > ・ 1便あたり1,000円を上限とする。 < 1運行ルートの距離が12km未満の場合 > ・ 1便あたり500円を上限とする。 |
| <p>キ 車両走行に必要な燃料費等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線運行を対象に、1会計年度あたり30万円を上限とし、下記算定式に基づき算出した費用を補助する。 なお、運行ルートを定めない送迎サービス |

| | |
|---|---|
| | <p>スについては対象としない。</p> <p>【算出式】</p> <p>運行距離 ÷ 走行燃費等 × 燃料等単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行燃費等については、「国土交通省 自動車燃費一覧 自動車の基準燃費値」等をもとに設定し、燃料等単価については、「経済産業省資源エネルギー庁公表の石油製品価格調査の神奈川県単価」等をもとに設定する。 ・利用者に燃料費実費として利用料を徴収している場合は、補助対象とならない。ただし、利用者から燃料費実費相当分の一部のみを徴収する場合は、差額分を補助対象とする。 |
| ク その他運行に必要と市長が認める経費 | |
| (2) 運行に要する以下アからオに定める付随的経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となるバス停留所の設置・撤去、車両改装、ドライブレコーダーの設置・撤去、安全運転支援装置の設置・撤去、団体の法人化・廃止、利用促進、周知・啓発等に要する期間とする。 ・1会計年度あたり各経費の合計 50 万円を上限とする。 |
| ア バス停留所設置・車両改装等に係る費用 | |
| イ ドライブレコーダー <ul style="list-style-type: none"> ・1車両あたり1基までとする。ただし、経年劣化等により更新が必要と認められる場合はこの限りでない。 | |
| ウ 安全運転支援装置 <ul style="list-style-type: none"> ・1車両あたり1度までとする。ただし、経年劣化等による更新又は新たな設置が必要と認められる場合はこの限りでない。 | |
| エ 団体の法人化、法人の維持及び法人の廃止に伴う費用 <ul style="list-style-type: none"> ・法人廃止の場合、残余財産等によりこの費用を | |

| | |
|----------------------|--------------------------|
| 賄える場合は除く。 | |
| オ 利用促進・運行管理等に係る費用 | ・ 1 会計年度あたり 20 万円を上限とする。 |
| (3) その他市長が特に必要と認める経費 | |

運行形態：地域貢献送迎バス

<補助対象>

| | |
|--|---|
| 1 区域 | |
| 横浜市域内 | |
| 2 補助対象者 | |
| 次に定める要件を満たす運行者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討エリアの自治会・町内会又は連合自治会・町内会、運行者及び市長が取組に関する協定を締結していること。なお、この協定は、原則、協定締結から3年間を有効期間とし、その取組の目的達成や持続性が確認できない場合はこれを更新しない。 | |
| 3 補助対象区分 | |
| (1) 地域貢献Ⅰ型 自社等の商品やサービスの購入や利用を目的とした送迎サービスではなく、地域の交通サービスのみに運行を提供する場合 | |
| (2) 地域貢献Ⅱ型 自社等の商品やサービスの購入や利用を目的とした送迎サービスに、地域の交通サービスの対象となる乗客を混乗させることで運行を提供する場合 | |
| 4 補助対象経費 | |
| 内容 | 補助限度額及び支援対象期間等 |
| (1) 車両運行に係る以下アからクに定める経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象期間は、実証運行時、本格運行時、運行開始前及び運行終了後に必要となる事前準備や架装撤去、走行実験や習熟運転を含めた期間とする。 ・ 地域貢献Ⅰ型は、以下アからキに定める経費の100%かつ各補助上限額の100%を対象とする。 ・ 地域貢献Ⅱ型は、以下アからキに定める経費の50%かつ各補助上限額の50%を対象とする。 ・ 以下アに定める経費について、購入した車両を第26条の規定により目的外使用する場合は、省令に定める耐用年数期間が経過するまで、毎事業年度、次式により算定される額を運行者に納付させることとする。 <p style="text-align: right;">補助金額 × (1 ÷ 耐用年数) × {1 -</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(実働走行距離 ÷ 総走行距離)}</p> <p>総走行距離: 当該事業年度の走行距離の総計 実働走行距離: 総走行距離のうち、本事業の運行に係る走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下アからエ及びキに定める経費（アは車両を購入した場合を除く。）について、車両を地域貢献送迎バス以外の用途で使用する場合は、次式により補助金額を算定する。 <p>各項目で算定した補助金額 × (実働走行距離 ÷ 総走行距離)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実証運行期間は、運行開始日より最大1事業年度とする。 |
| <p>ア 車両の購入に係る費用又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用及び付属設備の設置に係る費用</p> <p>※車検・事故等の発生に備えて用意するいわゆる予備車両に係る費用については、補助の対象外とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1地区あたり1台まで、600万円を補助上限とし、運行者が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>イ 車両の法定費用等及び車両に係る税</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1会計年度あたり25万円を上限とし、運行者が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>ウ 任意自動車保険料</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1会計年度あたり30万円を上限とし、運行者が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>エ 車両の整備・修繕に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行開始後の車両の性能等の維持や安全に運行するための整備費用、車両設備の故障や事故等による修理に係る費用を対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 1会計年度あたり15万円を上限とし、運行者が所有又はリースする車両を対象とする。 |
| <p>オ 運転手人件費</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1会計年度あたり60万円を上限とし、1運行あたりの運転手人件費相当として次 |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>のとおり算定する。</p> <p>< 1 運行ルートが 12km 以上の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 便あたり 1,000 円を上限とする。 <p>< 1 運行ルートが 12km 未満の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 便あたり 500 円を上限とする。 |
| カ 添乗員人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 会計年度あたり 60 万円を上限とし、1 運行あたりの添乗員人件費相当として次のとおり算定する。 <p>< 1 運行ルートが 12km 以上の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 便あたり 1,000 円を上限とする。 <p>< 1 運行ルートが 12km 未満の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 便あたり 500 円を上限とする。 |
| キ 車両走行に必要な燃料費等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線運行を対象に、1 会計年度あたり 30 万円を上限とし、下記算定式に基づき算出した費用を補助する。 なお、運行ルートを定めないサービスについては対象としない。 <p>【算出式】</p> $\text{運行距離} \div \text{走行燃費等} \times \text{燃料等単価}$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行燃費等については、「国土交通省 自動車燃費一覧 自動車の基準燃費値」等をもとに設定し、燃料等単価については、「経済産業省資源エネルギー庁公表の石油製品価格調査の神奈川県単価」等をもとに設定する。 ・ 利用者に燃料費実費として利用料を徴収している場合は、補助対象とならない。ただし、利用者から燃料費実費相当分の一部のみを徴収する場合は、差額分を補助対象とする。 |
| ク その他運行に必要と市長が認める経費 | |
| (2) 運行に要する以下の付随的経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証運行時及び本格運行時を支援対象とする。 ・ 地域貢献 I 型は、1 会計年度あたり各経費の合計 40 万円を上限とし、以下アからエに定める経費の 100%を補助する。 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献Ⅱ型は、1会計年度あたり各経費の合計20万円を上限とし、以下アからウに定める経費の50%を補助する。 |
| ア バス停留所設置・車両改装等に係る費用 | |
| イ ドライブレコーダー <ul style="list-style-type: none"> ・1車両あたり1基までとする。ただし、経年劣化等により更新が必要と認められる場合はこの限りでない。 | |
| ウ 安全運転支援装置 <ul style="list-style-type: none"> ・1車両あたり1度までとする。ただし、経年劣化等による更新又は新たな設置が必要と認められる場合はこの限りでない。 | |
| エ 利用促進に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・1会計年度あたり10万円を上限とする。 |
| (3) その他市長が特に必要と認める経費 | |